◎新潟県病院局告示第1号

新潟県の設置する病院の診療科目の指定(昭和46年7月新潟県病院局告示第6号)の一部を次のように改正し、令和7年3月1日から実施する。

令和7年2月28日

新潟県病院事業管理者 金井健一

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改	正	後	改	正	前
病院名		診療科目	病院名		診療科目
新潟県立妙高病院	精神科、/	P経内科、整形外科、 ト児科、皮膚科、泌 艮科、耳鼻いんこう ごリテーション科	新潟県立妙高病院	小児科、 眼科、耳	神経内科、整形外科、 皮膚科、泌尿器科、 鼻いんこう科、リハ・ション科
(略)			(略)		